

5事業者の「水道システム再構築」実現に向けた河川影響等に関する有識者会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 5事業者（水道事業者である神奈川県企業庁企業局、横浜市水道局、川崎市上下水道局及び横須賀市上下水道局並びに水道用水供給事業者である神奈川県内広域水道企業団）は、河川管理者や関係河川使用者等との協議を実施するに当たり、河川影響等に関する事項について、学識経験を有する者の意見を聴取するため、「5事業者の『水道システム再構築』実現に向けた河川影響等に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 5事業者が実施する河川調査の方法及び結果の妥当性に関すること
- （2） 前号の調査に基づく魚類等への影響評価と対策案の妥当性等に関すること
- （3） 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること

（設置期間）

第3条 会議の設置期間は、この要綱の施行の日から令和9年3月31日までとする。ただし、前条の所掌事項を達成するため必要と認められる場合には、設置期間を延長することができる。

（構成）

第4条 会議を構成する委員（以下「委員」という。）は、河川環境に関する学識や知見を有する者のうちから5事業者が選任する。

- 2 委員の定数は、3名以内とする。
- 3 委員の代理出席は認めない。
- 4 座長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。
- 5 臨時委員は、その選任の事由となる事項が終了したと座長が認めたときは、退任するものとする。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。

- 2 前条の委員が欠けた場合は、5事業者が補欠の委員を選任する。
- 3 第3条ただし書の規定により設置期間を延長した場合は、改めて委員を選任する。

（欠席委員の意見提出）

第6条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、議事となる事項について、あらかじめ座長に意見書を提出することができる。

（座長）

第7条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した者が、その職務を代理する。

（会議の開催）

第8条 会議は、必要の都度座長が招集する。

- 2 会議は、対面方式を基本とする。ただし、座長が認めた場合は、オンラインによる出席も可能とする。

（会議の公開）

第9条 会議の公開については、神奈川県企業庁の附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱の規定を準用する。

(事務局等)

第10条 会議の事務局は、5事業者水道事業連携推進会議事務局に置く。

2 事務局は、会議資料の説明等について、必要に応じて専門的知識等を有する者に協力を求めることができる。

3 事務局は、必要に応じて5事業者に事務局の補佐を求めることができる。

4 事務局は、座長の同意を得て、オブザーバーとして関係者及び関係機関の者を参加させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年1月20日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月10日から施行する。